

## 第一回議会報告会 経済文教常任委員会

平成 28 年 5 月 15 日 (日)

平成 28 年第 1 回定例会にて経済文教常任委員会に付託されました 8 議案についてそれぞれ審議し、採決の結果 8 議案すべて可決されました。内、主な内容を幾つかご報告申し上げます。

議案第 14 号 佐野市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について  
この議案はいじめ防止対策推進法の規定に基づき、佐野市いじめ問題対策連絡協議会を設置するため、本条例を制定するために提案されたものです。

審査の中で「今回佐野市いじめ問題対策連絡協議会が設置される意義はなにか」との質疑に対し、担当部局より「いじめ防止は、学校、保護者、各地域の方々の協力が不可欠と考えています。協議会委員一同に会していただくことで、本市が取り組んでいる内容が一気に啓発されるのではないかと考えます。」との答弁がありました。  
次に「委員の様々な見解、意見を教育委員会が聴取することで改善に向けることも重要だと思うがどうか」との質疑に対し、担当部局より「関係機関からご指摘いただいたことで、実施可能なことは、すぐに取り入れていきたいと考えています。」との答弁がありました。

議案第 15 号 佐野市いじめ問題対策委員会条例の制定について

この議案はいじめ防止対策推進法の規定に基づき、佐野市いじめ問題対策委員会を設置するため本条例を制定したいので、提案されたものです。

審査の中で「どのレベルでいじめの問題提起がされるのか。早期発見というその把握はどう考えているか。」との質疑に対し、担当部局より「重大事態の捉え方は具体的には自殺未遂をした場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、また精神性の疾患を発症した場合などを想定しています。」との答弁がありました。

次に「重大事態の時に、いじめ問題対策委員会にかけなくても、教

育委員会と学校で解決できる時は、その判断を教育委員会はするのか。」との質疑に対し、担当部局より「学校と教育委員会との調査結果を保護者に提示、保護者がそこで理解できたら、そこで終了になり、調査希望があった場合は、いじめ問題対策委員会を開催します。学校や教育委員会の調査結果を保護者にお知らせしますが、そこで全て終了ではありません。いじめられた子供や保護者、家族の想いを十分くみ取りながら対応していく必要があると考えています。」との答弁がありました。

#### 議案第 17 号 佐野市教育センター条例の改正について

この議案は平成 28 年 3 月 31 日をもって教育センターの所在地が、佐野市高砂町一番地から佐野市上羽田町 1134 番地 1(旧吾妻中学校)に移転するため本条例を改正したいので提案されたものです。審査の中で「吾妻中学校の後という事だが、今後の利用方法はどのようになるのか。」との質疑に対し、担当部局より「主な利用方法は、教育相談、教職員の研修、校長会議等の利用、また市職員の研修等にも利用したい。」との答弁がありました。

#### 議案第 18 号 佐野市体育施設条例の改正について

この議案は佐野市営大橋町プール及び佐野市田沼総合運動場のプールを廃止するため本条例を改正したいので提案されたものです。審査の中で「廃止後の活用はどうなるのか。」との質疑に対し、担当部局より「庁内の公有地利用検討委員会にはかり、全庁的な利活用を考えています。」との答弁がありました。次に「今後、公有地利用検討委員会という事だが、市営プールは須永邸の跡地にできた、という事を検討委員会へ申し送りするのか。」との質疑に対し、担当部局より「当然に利活用をはかる会議にて情報提供し全体的な知見から利活用を判断すべきと考えている。」との答弁がありました。

#### 議案第 19 号 佐野市国際クリケット場条例の制定について

この議案は佐野市旧田沼高校運動場を佐野市国際クリケット場とす

るため本条例を制定したいので提案されたものです。  
審査の中で「使用料の減免は団体が前提となろうが、佐野市民は安くするとか、普及のためにも安く使ってもらうのも重要と思うがどうか」との質疑に対し、担当部局より「市民の方に使っていただきやすい環境を提供したい。国際クリケット場として市費を投入し整備する中で営利を目的としない利用だけの金額設定はどうかと思うので、2本だてとしています。利用しやすい条件をもう少し詰めて規則を考えていきたい」との答弁がありました。

#### 議案第 32 号 平成 27 年度佐野市一般会計補正予算（第 7 号）

##### 経済文教常任委員会関係部分について

審査の中で「中小企業倒産防止共済制度加入促進支援事業費について、これまでの実績、件数、今回補正する 454 万 8 千円の件数は」との質疑に対し、担当部局より「平成 25 年度 11 件 144 万円、平成 26 年度 12 件 176 万 4 千円、今年度 38 件 685 万 2 千円の経費を見込んでいる。」との答弁がありました。

次に「11 件に対し 144 万円は高い金額ではない、支援金額は支援事業の中で決まっているのか。」との質疑に対し、担当部局より「補助対象掛金額は月 8 万円を限度とし、積立額の 12 ヶ月分の 100 分の 20 の額を補助しています。」との答弁がありました。

次に「農林水産業補助金の多面的機能支払交付金が減額補正されている、この交付金の内容は」との質疑に対し、担当部局より「農業地区域内の農地が対象、農地保全活動をするため、農道の簡易な整備、農地ののり面除草、水路の泥上げ等のうち保全活動の実施団体に 10 アールあたり 3 千円を支給している。」との答弁がありました。

以上で経済文教常任委員会関係の主な議案質疑の報告を終わります。